

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
政府管掌健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の手続きは必要ありません。 ・今治社会保険事務所管内(東予市、丹原町、小松町)の事業主の方は、従業員の方から現在の被保険者証、高齢受給者証及び特定疾病療養受療証を回収し、今治社会保険事務所の指定する日に交換して下さい。また、従業員の方は、新しい被保険者証、高齢受給者証及び特定疾病療養受療証の「住所欄」にご自身で新しい住所を記入して下さい。 ・新居浜社会保険事務所管内(西条市)の事業所については、被保険者証、高齢受給者証及び特定疾病療養受療証の更新はありません。 	新居浜社会保険事務所 (代表)0897-35-1300 今治社会保険事務所 (代表)0898-32-6141
健康保険高齢受給者証	左記の被保険者証をお持ちの方		
健康保険特定疾病療養受療証	左記の被保険者証をお持ちの方		
愛媛県国民年金基金受給者、加入者の住所	左記の被保険者証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛県国民年金基金 (代表)089-921-2182

【労政関係】

項 目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓 口
労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証	左記の免許証・修了証をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛労働局労働基準部 安全衛生課 (代表)089-935-5200 今治労働基準監督署 (代表)0898-32-4560 新居浜労働基準監督署 (代表)0897-37-0151
労働保険適用事業所の住所	左記保険の適用事業所	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛労働局総務部労働 保険徴収室 (代表)089-935-5200 今治労働基準監督署 (代表)0898-32-4560 新居浜労働基準監督署 (代表)0897-37-0151
労災保険受給者の住所	左記の保険を受給されている方	・住所変更の手続きは必要ありません。なお、アフターケアの健康管理手帳の住所を変更する場合は、「再交付申請書」の提出が必要です。	愛媛労働局労働基準部 労災補償課 (代表)089-935-5200 今治労働基準監督署 (代表)0898-32-4560 新居浜労働基準監督署 (代表)0897-37-0151
労働安全衛生法による健康管理手帳	左記の手帳をお持ちの方	「書換申請書」に「健康管理手帳」を添付して愛媛労働局安全衛生課に提出してください。(手数料は無料です。)	愛媛労働局労働基準部 安全衛生課 (代表)089-935-5200 今治労働基準監督署 (代表)0898-32-4560 新居浜労働基準監督署 (代表)0897-37-0151
雇用保険適用事業所の住所	左記保険の適用事業所	・住所変更の手続きは必要ありません。	
雇用保険失業給付の受給に係る住所	左記給付の受給資格者・離職票保持者	・住所変更の手続きは必要ありません。なお、これから離職票を提出される方の住所(合併前のもの)は、受給資格決定時に変更します。	
求人申し込みに係る事業主の住所	左記の申し込みをされている事業主	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・新たに求人を申し込まれる際に変更します。	西条公共職業安定所 (代表)0897-56-3015
各種助成金(厚生労働省関係)受給事業所の住所	左記の助成金を受給されている事業所	・住所変更の手続きは必要ありません。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局

〒793-0023 西条市明屋敷60番地

☎0897-58-2735 ☎0897-58-2778

合併協議会結果・資料並びに会議録は合併協議会ホームページでも見ることができます。合併に関する質問やご意見もお寄せ下さい。

<http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>



資源保護と環境に配慮して再生紙と大豆インキを使用しています。